

令和2年6月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時  
令和2年6月26日（金）  
開会 午後1時30分  
閉会 午後3時00分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所講堂1（南庁舎3階）
- 3 出席委員  
農業委員11名
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者  
なし
- 6 出席した事務局職員  
事務局長 事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題案  
第12号議案 農用地利用計画の変更について  
第13号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第14号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
報告事項6 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより6月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	<b>【異議なしの声】</b>
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者は、若杉美由樹委員、秋田文夫委員をお願いいたします。本日の付議事件としては、第12号議案「農用地利用計画の変更について」が1件、第13号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件、第14号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が2件でございますのでよろしく申し上げます。</p>

会 長	<p>それでは早速ですが、第 1 2 号議案「農用地利用計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>第 1 2 号議案「農用地利用計画の変更について」説明をします。</p> <p>この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聴くものでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p><b>【調書を朗読】</b></p> <p>調書の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、説明させていただきます。</p>
事務局	<p><b>【変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について説明】</b></p> <p>第 1 2 号議案の説明は以上です。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
加藤清徳 委 員	<p>6 月 2 0 日、秋田文夫委員、若杉致由委員と現地を調査しました。</p> <p>申出地は、西の野町地内で、稲葉交差点から北西約 5 0 メートルに位置しており、現在は水稲耕作がされています。申出内容は分家住宅の建築で、水田の北西部分の一部を分筆して転用するものです。申出人は賃貸住宅に住んでおり、間取りが狭い等の理由から、分家住宅を建築するもので、自己所有地以外の土地から検討したものの不調に終わり、やむなく申出地を選定したものです。</p> <p>土地造成は整地のみで、排水は合併浄化槽により北側排水路に放流する計画であり、分筆後の東側及び西側の水田も南側農業用水路から取水が可能であることから、周辺農地に支障はないと考えます。</p> <p>土地利用計画図から除外面積も過大ではないことから、調査員の意見としては本申出はやむを得ないと考えます。</p> <p>調査結果の報告は以上です。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、第 1 2 号議案「農用地利用計画の変更について」賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>

会 長	<p>挙手全員により、第12号議案について証明することに決定しました。</p> <p>続いて、第13号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第13号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。</p> <p>申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p><b>【調書を朗読】</b></p> <p>調書の説明は、以上でございます。</p> <p>農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p>
森本幹夫 委 員	<p>6月20日、寺田博道委員と現地調査をしました。</p> <p>本申請は、令和元年10月11日に農業委員会で受理をしていましたが、現況が農地とは言い難いことから、議案の取り下げのあった案件であり、再度申請があったものでございます。</p> <p>申請地は、市営プールの南側に位置しており、北側は竹林、東側は畑、西側及び南側は道路に接しています。以前は、大きな庭石等が置かれていましたが、現在は綺麗に耕起がされています。</p> <p>申請内容は共有分譲渡による所有権移転で、みかんの植樹をするとのことであり、農機具所有状況や農作業経験等からみて、許可の基準を満たしているものと判断し、許可相当と考えます。</p> <p>説明は以上です。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
会 長	<p>質問もないようですので、第13号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p><b>【挙手全員】</b></p>
会 長	<p>挙手全員により、第13号議案について許可することに決定しました。</p> <p>続いて、第14号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第14号議案について説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく権利移動に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p>

	<p>なお、申請が2件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。</p>
事務局 補佐	<p><b>【番号1 調書を朗読】</b></p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物ではないため、特に他法令の申請はございません。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。</p> <p>番号1の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、番号1を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
寺田博道 委 員	<p>6月20日、森本幹夫委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、晴丘町地内で、南栄町交差点から東に進んだところにある譲受人本社から南東方向約300メートルの地点に位置しています。</p> <p>申請地周辺は、東側が駐車場として利用されており、北側及び西側が雑種地、北西側の一部が畑、南側は市道に接しています。</p> <p>転用目的は、譲受人の中古車販売会社の駐車場であり、売上の拡大による在庫車両や車検の代車のスペース確保のため、17台分の駐車場を造成する計画となっています。現在、既に駐車場として利用がされており、譲渡人からの始末書が添付されています。</p> <p>排水は南側側溝へ流すとの計画であり、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われませんが、西側が高低差があるため、造成の際には、雨水が西側へ流出しないような対策が必要です。</p> <p>以上のことから調査員の意見としては、本申請は許可相当と考えます。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p><b>【質疑応答】</b></p>
森本幹夫 委 員	<p>申請地から市道への雨水流出も考えられるため、雨水対策の指導をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>本申請の許可書の引渡しの際に、雨水対策をするよう依頼します。</p>
若杉致由 委 員	<p>本件に限らず、排水計画の指導方法について検討してください。</p>
事務局 補佐	<p>書類の申請時に、排水計画を図示するよう依頼していきます。</p>

会 長	他に質問もないようですので番号1について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号1については、許可相当とすることに決まりました。 続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。
事務局 補佐	【番号2 調書を朗読】 また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。 その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。 番号2の説明は以上でございます。
会 長	それでは、番号2を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
加藤清徳 委 員	6月20日、秋田文夫委員、若杉致由委員と現地を調査しました。 申請地は、西の野町地内で、天神川に架かる安女寺橋から南西約200メートルの地点に位置する畑で、現在は畝だけ残っている状態です。 申請地は、畑の北西部分の一部を分筆して転用するものであり、周辺の状況は、東側、西側及び南側が畑、北側が道路及び排水路を挟んで田となっています。 転用目的は、使用貸借による分家住宅の建築で、申請人は、賃貸住宅住まいで子供の成長に伴い手狭となったことなどから本申請をするものです。 申請地は、南側が農業用水路に接しており、排水は浄化槽を設置し、北側排水路へ放流する計画であることから、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えます。 以上のことから調査員の意見としては、本申請は許可相当と考えます。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので番号2について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、番号2については、許可相当とすることに決まりました。

会 長	<p>これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。事務局より報告をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項6「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、2件で471平方メートル、主な概要は、新居町地内で駐車場1件、一般個人住宅1件です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が、8件で3,073平方メートル、主な概要は、西山町地内外で一般個人住宅8件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。 説明は、以上です。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>2点ございます。</p> <p>1点目は、農地利用最適化活動についてでございます。皆さまご存知のとおり、改正農業委員会法により、農業委員会の最も重要な役割として、農地の集積や遊休農地の解消等を行う、農地利用の最適化が位置付けられるようになり、本市農業委員会においても、農地利用最適化交付金の活用をしていく予定で、本年度の4月1日より報酬条例が施行されています。</p> <p>その農地利用最適化交付金の額を算定するために、昨年8月にお配りさせていただいております「活動記録簿」が必要となりますので、昨年の9月から今年の7月までの活動記録簿を作成していただき、次回の7月の定例総会にてご提出していただきますようお願いいたします。</p> <p>そこで、記入例をお配りしておりますのでご覧ください。 【活動記録簿の説明】</p> <p>今後、皆さまの活動日誌を基に報告資料を作成し、他市町の農業委員会と情報共有させていただきますので、ご承知おきください。 続いて2点目です。</p> <p>2点目は、農業委員の改選に伴う引き継ぎについてです。 農業委員の改選につきまして、6月議会において、次期農業委員</p>

事務局	<p>の任命の同意議案が議決されました。現職の委員の皆さんにおかれましては、来月7月28日をもって任期満了となりますが、次期農業委員の中には新任の方も多ことから、事務局としては、現職の皆さんが培ってきた知識やノウハウが途切れてしまうことを懸念しております。また、次期も継続される委員の方につきましても、担当区域に変更がある可能性もございますので、現在の担当区域の中での引き継ぎ事項を、後任の方へ伝えていきたいと考えております。</p> <p>例えば、地域での懸案事項、よくある相談、後任の委員の方へ伝えたいことや農業委員会への要望などがありましたら、「活動記録簿」の後ろのほうにあります「研修会等記録」などを使って、自由に書いていただき、7月の定例総会の際にご提出していただければと思いますので、ご協力お願いいたします。</p> <p>お知らせは以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は7月28日(火)午後1時30分から講堂1にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>